

葉 個 審 第 1 号

令和7年10月24日

葉山町長 山 梨 崇 仁 殿

葉山町個人情報保護審査会

会長 大久保 龍 太



個人情報保護審査会諮問書について（答申）

令和7年8月20日付葉総第120号により葉山町長から諮問された「『葉山町保有個人情報等取扱要領』の制定及びそれに伴う『葉山町個人情報の取扱いの委託に関する特記事項』の制定について」（以下「本件諮問」という。）について、次のとおり答申する。

1 答申

諮問にかかる「葉山町保有個人情報等取扱要領」（以下「本件要領」という。）及び「葉山町個人情報の取扱いの委託に関する特記事項」（以下「本件特記事項」という。）の制定は、いずれも適当と認める。

2 理由

(1) 本件諮問の内容

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第1項は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定める。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第12条は、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と定める。

本件諮問は、これらの法律を踏まえ作成された本件要領及び本件特記事項の内容が、個人情報保護法第66条第1項にいう「必要かつ適切な措置」及び番号法第12条にいう「必要な措置」の各基準を充たす措置といえるかについての諮問である。

(2) 本件要領の内容

本件要領の内容は、令和7年3月個人情報保護委員会事務局作成「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」(以下「国要領例」という。)の内容に概ね準拠している。

なお、本件要領には、国要領例と対照して、既存の葉山町情報セキュリティポリシー等を踏まえた加除修正があるが、上記各法律が求める「必要(かつ適切な措置)」の程度を減退させるものとは認められない。

本件要領には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、及び、技術的安全管理措置に関する具体的な条項が設けられており、上記各法律が求める「必要(かつ適切な措置)」の基準を充たす措置の定めがあるといえる。

(3) 本件特記事項の内容

本件特記事項の内容は、令和7年3月個人情報保護委員会事務局作成「個人情報の取扱いの委託に関する特記事項(例)」の内容に概ね準拠している。

本件特記事項を根拠として添付される「葉山町個人情報の取扱いに関する特記仕様書」には、受託者による、責任体制の整備、教育の実施、守秘義務等にかかる条項が設けられており、本件特記事項には、同仕様書と一体となり、上記各法律が求める「必要(かつ適切な措置)」の基準を充たす措置の定めがあるといえる。

(4) 結論

以上によれば、本件要領及び本件特記事項の内容は、いずれも、上記各法律が求める「必要(かつ適切な措置)」の基準を充たす措置といえるから、上記1のとおり答申する。

以 上